

浦幌町雇用促進事業補助金交付要綱

平成23年2月14日

告示第9号

(総則)

第1条 この告示における補助金の交付については、浦幌町補助金等交付規則（平成13年浦幌町規則第20号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(目的)

第2条 この告示は、浦幌町の中小企業等の育成及び雇用の促進を図るために、新規雇用する中小企業者等へ雇用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本町の経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等とは、中小企業者、中小企業団体、NPO法人及びその他町長が特に必要と認める事業者をいう。
- (2) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (3) 中小企業団体とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合をいう。
- (4) NPO法人とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる中小企業者等は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 浦幌町内に独立した事業所又は、店舗を有すること。（法人税法（昭和40年法律第34号）第148条又は所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出を行っていること。）
- (2) 浦幌町内に住所を有する者（実績報告時に住所を有する者を含む。）を期限に定めのない雇用契約として新たに正規雇用（過去にこの補助金の対象となっている者を

除く。)し、1年以上継続雇用すること。

(3) 町税、その他町に対する債務を完納していること。

2 浦幌町企業誘致促進条例(昭和62年浦幌町条例第1号)及び浦幌町地場工業等振興条例(昭和62年浦幌町条例第2号)の雇用促進補助金の適用となるものは除く。

3 その他、町の補助金、助成金及び委託料等により、正規雇用されている者は除く。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者への委託料は除く。

(補助金の額及び期間)

第5条 補助金の額は、前条第1項第2号の規定による継続雇用された者1名につき、48万円を補助する。ただし、単年度限りとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長に対し、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に定める書類を添えて提出しなければならない。ただし、当該年度の補助金の交付対象となる新規雇用者の採用日については、前年度の4月2日から当該年度の4月1日までの期間とする。

(1) 雇用契約書の写し

(2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(3) 社会保険等の被保険者証の写し

(4) 町税等の納入状況等閲覧承諾書(別記第2号様式)

(5) 当該新規雇用者の住民票(現に浦幌町内に住所を有する者を雇用した場合)

(6) その他、町長が指定する書類等

2 申請の受付期間は、毎年度、4月1日から2月15日までとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付するべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付指令書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 申請者は、前条の通知を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（別記第4号様式）を町長に提出し承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその変更内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金変更承認指令書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 賃金台帳の写し又は、給与支払い明細の写し
- (2) 当該新規雇用者の住民票（申請時において、浦幌町内に住所を有していない場合）
- (3) 1年以上、継続雇用をしたことが証明できる書類
- (4) その他、町長が指定する書類等

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の補助金実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知（別記第7号様式）するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) 第4条の要件に該当しなくなったとき

2 町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第16条 補助金の交付決定を受けた者が、第14条第1号の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.75パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約延滞金を納付しなければならない。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

前 文(抄)(平成24年8月30日告示第30号)

平成23年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成25年3月26日告示第30号)

平成25年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成25年5月21日告示第65号)

平成25年4月1日から適用する。